

「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」公募型プロポーザル方式による事業者選定 評価基準				
評価項目		評価基準	評価点	書類作成基準 項目番号
1 基本事項(配点20点)		業務全体の基本的な考え方及び提案の実現性について評価する。	20	
事業目的達成のための基本的考え方		・業務実施のねらい及び目的と基本的な考え方を理解し、業務に取り組むにあたっての方針やビジョンが示され、民間ならではのノウハウが盛り込まれている。 ・準備業務から業務終了にいたるまで、業務運営の全体像が具体的に示され、実現可能なスケジュールとなっている。	20	(ア)(ii)②
2 前提条件等(配点70点)		本業務の実施において前提となる各種要件について評価する。	70	
(1) 社内コンプライアンス体制の整備、守秘義務の遵守及び資料等転用の禁止・適正な保管		・幅広い社内コンプライアンス体制の整備をしている。 ・守秘義務の遵守、資料等転用の禁止に係る実施手法、本業務遂行上使用した資料等の適正な保管手法など、情報セキュリティ対策等について、適切な手法が提案されている。	20	(ア)(ii)③
(2) 本業務の指揮・命令等		・本業務を遂行する上での指揮・命令等体系や責任体制、緊急事態が発生した場合の対応体制について、具体的に提案されている。	10	
(3) 経営状況		・経営状況が安定している。	40	(イ)(iv)・(v)
3 業務実施(配点680点)		業務の質の向上と効率化を図る観点から、本業務の運営に関する具体的な実施手法について評価する。	680	
(1) 委託準備業務(a)				
(ア) 業務設計・マニュアル作成		・業務内容を理解し、業務設計やマニュアル作成手順について、具体的に提案されている。	20	
(イ) 業務実施体制構築・要員配置		・業務実施体制と要員配置の計画について、総括責任者や配置する要員が備えるべきスキル等も含め、本業務を適切に遂行できる内容が具体的に提案されている。 ・業務量に合わせた柔軟な調整を実現する要員配置方法について、具体的に提案されている。 ・業務体制に係る詳細な人件費について、具体的な積算が提案されている。	30	(ア)(ii)④a
(ウ) 要員教育		・要員教育の実施計画、教育体制、教育内容について、具体的に提案されている。 ・スタッフ定着度の向上に係る方策(要員のモチベーション向上等)について、具体的に提案されている。 ・要員教育に係る詳細な経費について、具体的な積算が提案されている。	30	
(エ) ファシリティ整備		・ファシリティ整備の実施計画について、具体的に提案されている。 ・ファシリティ整備に係る詳細な経費について、具体的な積算が提案されている。	20	
(2) 委託業務				
(ア) センター研修実施等業務(次年度研修計画策定関係)				
(b) 令和8年度研修企画原案(研修カリキュラム及び講師案を含む)		(1) 基本的な考え方 ・大阪府の職員研修体系を理解した上で、研修企画原案策定にあたっての基本的な考え方等について、具体的に提案されている。 (2) センター研修一覧 ・大阪府の職員研修体系を理解した上で、これに沿った研修メニューについて、具体的に提案されている。 ・令和7年度職員研修計画にある実施総研修数、対象者数及び令和6年度センター研修等実施状況にある実施総日数を確保した上で、新規提案(新たな研修メニュー)や既存のメニューの再構築等について、職員研修体系等をふまえて提案されている。 (3) センター研修の個別研修カリキュラム及び講師 ・研修カリキュラムについて、研修のねらいに沿って具体的に提案されている。 ・研修の内容(カリキュラムや事前課題、理解度テスト等)の工夫や改善、その効果について、具体的に提案されている。 ・研修の運営方法(研修対象者や研修1回に対する受講人数、構成日数、eラーニングの活用等)の工夫や改善、その効果について、具体的に提案されている。 ・研修カリキュラムに適合し、かつ豊富な実績を有する講師案が具体的に多数提案されている。	20 40 200	(ア)(ii)④b
(c) デジタル人材育成に資する研修		・令和8年度研修企画原案(研修カリキュラム及び講師案を含む)と適切に内容が連動・連携している。 ・これまでの府の取組をふまえ、研修カリキュラムや研修のねらい、対象者等が具体的に提案されている。 ・研修のねらいを達成するポイント(工夫や改善)やその効果について、具体的に提案されている。 ・研修カリキュラムに適合し、かつ専門性と豊富な実績を有する講師案が具体的に多数提案されている。	40	(ア)(ii)④c
(d) 府の実態に即した人材育成に資する研修		(1) 府における人材育成の課題をふまえた研修の実施案 ・令和8年度研修企画原案(研修カリキュラム及び講師案を含む)と適切に内容が連動・連携している。 ・府を取り巻く現状を的確に理解した上で、これに沿った研修メニューについて、豊らかつ具体的に提案されている。 ・研修カリキュラムについて、研修のねらいに沿って具体的に提案されている。 ・研修カリキュラムに適合し、かつ専門性と豊富な実績を有する講師案が具体的に多数提案されている。 (2) エンゲージメント向上に資する研修 ・令和8年度研修企画原案(研修カリキュラム及び講師案を含む)の一部を構成し、適切に内容が連動・連携していることに加え、研修目的や対象者等を適切に設定し、研修内容や効果が具体的かつ明確に記述され、それに適合する専門性と豊富な実績を有する講師案も多数提案されている。 ・府が実施する「職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務」の調査結果等、府の施策に柔軟に対応できるよう豊富な提案がされている。	80 20	(ア)(ii)④d
(e) 効果的な研修実施手法		(1) 研修受講内容の確実な定着を図る手法の実施案 ・府の現状を理解した上で、意欲的な研修参加を促すための手法が具体的に提案されている。 ・研修参加前後において、研修受講内容を確実に定着させるための手法が具体的に提案されている。 (2) 効果的な運営方法 ・業務実施体制や要員配置(計画)等も踏まえつつ、多数の研修やデータ管理に関して、正確かつ迅速な業務遂行ができる手法が具体的に提案されている。 ・ファシリティ整備の実施計画等も踏まえつつ、必要に応じてIT技術等を活用するなど、より効果的・効率的な研修方法が提案されている。	80 40	(ア)(ii)④e
(f) 庁内研修実施サポート業務・令和8年度庁内研修実施サポート計画原案		(1) 庁内研修実施サポート ・基本的な考え方、スケジュール案、提供可能なサポートメニュー案、職場における人材育成を支援する手法について、具体的に提案されている。 (2) 自主学習サポート ・職員の自主学習をサポートするメニューについて、豊らかつ具体的に提案されている。 ・職員の自発的学習を促進するための手法が具体的に提案されている。	10 30	(ア)(ii)④f
(g) 業務量変動への対応・基本的な考え方と変動許容度と府の負担額最少化		・業務間調整など業務量変動への円滑・柔軟な対応姿勢及び方針を示すとともに、「センター研修実施等業務」「庁内研修実施サポート業務」「施設等管理運営業務」のそれぞれについて、変動対応が具体的に提案されている。 ・契約金額内における業務量変動の許容度合いと必要経費積算ルール案が具体的に提案されている。また、府の負担額の最少化と得られる効果の最大化が可能な限り達成された提案となっている。	20	(ア)(ii)④g
4 サービス水準(配点70点)		サービス水準の基本的な考え方、達成方法及びその維持・向上策等について評価する。	70	
(1) 基本的な考え方		・「業務の正確性、納期遵守、信頼性」等を担保する観点について、適切なサービス水準の指標、要求水準が具体的に提案されている。 ・「受講意欲の向上」「研修水準(受講者の満足度、研修効果)」「受講内容の定着」「自主学習の支援」等を担保する観点について指標を設定する場合、適切なサービス水準の指標、要求水準が具体的に提案されている。 ・サービス水準の指標、要求水準について、高い目標が提案されている。	30	
(2) 達成方法及びその維持・向上策等		・評価・測定方法、評価点換算方法、達成区分、達成度ポイントの算定方法等について、具体的に提案されている。 ・支払率への換算について、分かりやすい手法が具体的に提案されている。また、サービス水準の指標、要求水準に照らして、適切な支払率が提案されている。 ・サービス要求水準の達成方法、維持、向上策について、具体的に提案されている。 ・研修繁忙期(主に、4月から9月まで)の提出物の遅延、業務上ミス(誤字、落丁、修了決定案の誤り等)の防止策について、具体的に提案されている。	40	(ア)(ii)⑤
5 類似業務の実績(配点10点)		地方公共団体等における類似業務の実績について評価する。	10	
業務実績		・令和2年4月1日以降に地方公共団体等における類似業務の実績を有している。 国又は地方公共団体の研修業務に係る包括外部委託の受託実績・・・10点 国又は地方公共団体の研修業務の一部包括外部委託の受託実績・・・6点 国又は地方公共団体の研修業務委託の受託実績・・・4点 その他の研修業務の受託実績・・・2点	10	(ア)(iv)
6 府施策との整合(配点50点)		府の施策との整合性について評価する。	50	
(1) 就職困難者の雇用・就労支援		・C－STEPに加入又は大阪府障がい者サポートカンパニー、大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業若しくは大阪保護観察所への協力雇用主として登録している。 ・就職困難者の雇用者数 1人……………5点 2人以上 ……10点 ※就職困難者の雇用は、地域就労支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援センター、地域若者サポートステーション、生活困窮者自立相談支援機関、大阪ホームレス就業支援センターの各利用証明書、大阪保護観察所長による就労支援証明書の提出により評価する。(詳細は、仕様書を参照)	10	(イ)(vi)～(ix)
(2) 障がい者雇用に関する取組		・常用雇用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用している。または、常用雇用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用している。	30	
7 価格点(配点100点)		応募金額について評価する。	100	
応募金額		・価格点満点(100点)×全提案事業者の中で最低応募価格／応募価格(小数点以下は切捨て)	100	(ア)(iii)
合 計			1000	

※最優秀提案事業者の評価点数が公募要領「8 審査・選定方法等(2)イ」に該当する場合又は応募金額が公募書類1「公募要領」に記載の委託上限金額を上回っている場合は、採択しません。